

知的財産契約の実務（第19回）

知的財産契約の実務における独占禁止法問題 —経済憲法としての独占禁止法への配慮を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

- I 知的財産権の法的保護の目的と独占禁止法の目的
 - 1. 知的財産法と独占禁止法の制度趣旨・目的
 - 2. 知的財産基本法における競争促進への配慮
 - 3. 契約自由の原則に対する独占禁止法による規制
 - 4. 知的財産権ライセンス契約と独占禁止法第21条
 - 5. 違反要件に該当し、法定違反類型に該当する場合
 - 6. 法的措置・制裁
- II 知的財産の活用と独占禁止法
 - 1. 知的財産の活用と独占禁止法規制の構成
 - 2. 知的財産権ライセンス契約における独占禁止法違反要件
 - 3. 知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針
- III 知的財産権の権利行使行為と独占禁止法
 - 1. 知的財産法と独占禁止法の調整
 - 2. 知的財産権の権利行使行為
 - 3. 独占禁止法第21条（適用除外）
- IV 知的財産権ライセンス契約と独占禁止法対応の在り方
 - 1. 独占禁止法の視点から見た、知的財産権ライセンス契約の特徴
 - 2. 知的財産権ライセンス契約作文と独占禁止法対応の在り方
 - 3. 知的財産ライセンス契約における規制条項の正当化理由
- V 独占禁止法違反に対する法的措置（エンフォースメント）
 - 1. 契約条項ごとの独占禁止法違反性の検討
 - 2. 競争政策と知的財産法

- 3. 知的財産契約と独占禁止法
- 4. 知的財産法と独占禁止法の構造

まとめ

はじめに

知的財産政策は、経済・文化の発展のために実施されるものである。即ち、知的財産の機能・役割はイノベーションを下支えし、経済・文化の持続的発展に寄与するものである。経済産業の発展のためには、知的財産のエンジン機能が大前提となる。

知的財産法は、経済法的な視点から検討する場合、経済憲法といわれる独占禁止法を考慮する必要がある。独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進することにより一般消費者の利益確保と国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする法律であり、私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法の規制を3本柱としている。知的財産は、産業・文化の発展のために基本的には独占排他権が認められる。一方独占禁止法等競争法はフェアな競争促進を目的とする。

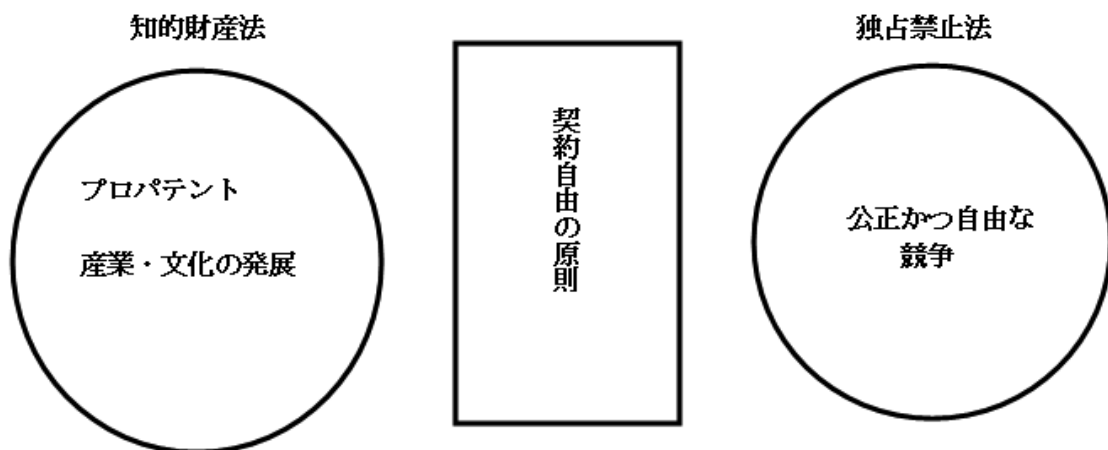
ところで知的財産制度は、競争政策を考慮して実施されることが重視されなければならないが（知的財産基本法第10条参照）知的財産法制と競争政策（独占禁止法）は相互補完関係にある。

即ち、独占禁止法第21条は、知的財産の権利行使行為には、独占禁止法の適用を除外する旨規定している。しかし、知的財産権の権利行使行為外の行為については、独占禁止法を考慮する必要がある。例えば、知的財産の活用形態の一つである知的財産ライセンス契約においては、独占禁止法による規制の問題が重要である。

知的財産戦略について検討・研究する場合には、知的財産の活用、特にライセン契約を中心とした契約の問題が不可欠である。知的財産契約、特に、知的財産ライセンス契約の検討においては独占禁止法との関係が重要である。独占禁止法は、知的財産法研究において基本的且つ必要不可欠な法律である。

要は、これからの我が国は、知的財産施策、戦略を積極的に展開し、イノベーションの実効性を確保し、国際競争力、持続的発展を期す必要がある。その場合には、知的財産基本法第10条に基づき競争政策への配慮が必要不可欠なことである。

知的財産法と独占禁止法



I 知的財産権の法的保護の目的と独占禁止法の目的

知的財産法は、産業・文化の発展のために独占排他権を認める。一方独占禁止法等競争法は私的独占等を禁止し、フェアな競争促進を図り、国民経済の発展を図ることを目的とする。

1. 知的財産法と独占禁止法の制度趣旨・目的

(1) 知的財産法（特許法等）の目的

特許法第1条は、「この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする。」と規定している。また、特許権の効力として、第68条は「特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。」と規定している。しかし、知的財産法について経済法的な視点から検討する場合、知的財産を活用する場合には、経済憲法といわれる独占禁止法を考慮する必要がある。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の目的

独占禁止法第1条は、「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を発揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」と規定している。

2. 知的財産基本法における競争促進への配慮

知的財産基本法第10条は、「知的財産の保護及び活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用及び公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるよう配慮するものとする。」と規定している。

3. 契約自由の原則に対する独占禁止法による規制

知的財産権ライセンス契約等知的財産権関係契約は、民法上の有名契約ではなく、従って、民法の規定をガイドラインとする契約運用というよりも、実務慣行による契約運用になっている。しかし、ライセンス契約の実務が、当事者間の立場の違い、特に力関係等により、契約当事者間の争点が多くなっており、適法かつ、公正な契約内容を確認する必要性が高まっている。

知的財産権ライセンス契約の実務も原則として契約自由の原則が適用されるが、例外的に独占禁止法による規制を受ける。知的財産権ライセンス契約の独占禁止法による規制は、実務的にも極めて重要な問題であるが、法理論的にもいろいろの検討課題が存在する。

4. 知的財産権ライセンス契約と独占禁止法第21条

独占禁止法第21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。従って、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。

また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、例えば、①実施権者の開発した契約製品に関する改良